



2022年 2月 9日  
第132号

# JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



## こんな選出方法は法令違反では！？

3月ダイヤ改正から（営業）統括センターへ改組される職場において、過半数代表者の選出を、会社が指定しようとする動きがみられます。

労働基準法施行規則第6条の2により「法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと」とされています。

法の主旨に則れば、新たに発足する職場の労働者総体で選出することが原則です。会社都合で特定の職場の代表者を指定する形は、法の主旨に反すると言わざるを得ません。

（お知らせ）2022年度「過半数代表者選出」について

日頃より新型コロナウイルス再拡大で不安や緊張が～略～  
ご協力ありがとうございます。

さて、当駅については、3月のダイヤ改正に合わせ  
●●統括センターとして新たな職場となります。

については例年2月に始めている来年度の過半数代表者選挙の手続きを、●●統括センター発足に合わせて実施いたします。

なお、●●統括センター発足後、2022年3月31日までは、拠点駅である●●駅の過半数代表者に任期を務めていただくこととなります。

詳細は後日となりますが、以上お知らせいたします。

▲▲駅長

## この件について労働基準監督署に相談しました。



そもそも（営業）統括センターのような職場形態を、ひとつの事業場としてみなせるのでしょうか？ 36協定も一括りで良いのですか？

労基署としては、働く人がいる場所をひとつの「事業場」と捉えます。36協定は現在と同様に締結すべきではないですか。

統括センター発足後の過半数代表者の決め方は会社掲示のような決め方で大丈夫ですか？

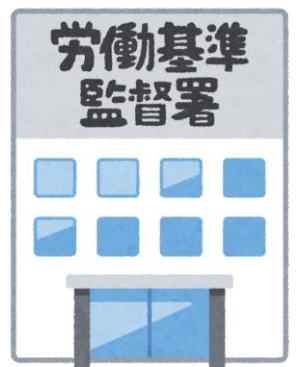
会社が決めてはダメ。関与してもダメ。本来ならば、現在の複数いる過半数代表者から声上がり、3月12日以降をどうするか検討すべきです。代表者を会社が指定することはダメ。会社に丸め込まれる方はダメ。



会社は「拠点駅の名称変更だ」と説明していますが、拠点駅は個々の職場を統括しているに過ぎない認識です。

不幸にして労災が発生した時の担当労基署はどうなりますか。

名称を変えたとしても過半数代表を会社が指定することはおかしいです。基本的には民主的な方法で決定し、そこで働く労働者の過半数の信任を得ないといけません。労災が発生した場合は、発生した職場（駅）の立地に対応する労基署となります。



## 適正な過半数代表者の選出を求めていきます！